四　路側表示器（車線の側方に設置される装置で、通行することの可否のほか、車種の区分、通行料金の額等を表示するものです。以下同じです。）に通行することができる場合は「↑」、通行することができない場合は「ＳＴＯＰ　停車」を表示するので、これらの表示を確認すること。
五　路側表示器の表示が「ＳＴＯＰ　停車」の場合は、ＥＴＣ車線上にある開閉式の横木（以下「開閉棒」といいます。）が開かない、又は閉じるので、開閉棒の手前で停車して係員の指示に従うこと。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしないこと。
六　路側表示器の表示が「↑」の場合は、ＥＴＣ車線上にある開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。
七　他の車両と並進したり、他の車両を追い抜いたりしないこと。
2　ＥＴＣシステムを利用する者は、スマートＩＣの車線及び一旦停止を要するＥＴＣ車線を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。
一　当該車線の周辺に設置している案内板等に従って徐行して進入し、指定された停止位置（以下「停止位置」といいます。）で、必ずいったん停止すること。なお、停止位置で通信開始ボタンを押す必要がある場合には、案内板等の指示に従うこと。
二　他の自動車と並進したり、他の自動車を追い抜いたりしないこと。
三　開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。
四　開閉棒が開かない場合は、開閉棒の手前で停車して係員に申し出ること。
3　二輪車でＥＴＣシステムを利用する者は、ＥＴＣ車線を通行する場合は、前２項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。
一　案内板や路面表示等により、二輪車の通行が可能なＥＴＣ車線であることを確認し、進入すること。
二　案内板や路面表示等により、通行方法が示されている場合は、これらの表示に従って通行すること。
三　蛇行、斜行したりせず、前車と十分な車間距離を保持し、１台ずつまっすぐに進入すること。
4　二輪車（この項においてのみ側車付二輪自動車を除きます。）でＥＴＣシステムを利用する者は、車線表示板に「ＥＴＣ」若しくは「ＥＴＣ専用」の表示がある車線を通行する場合において、開閉棒が開かない、又は閉じるときは、第１項第五号の規定にかかわらず、後退したりせず、開閉棒及び後続車等に十分注意を払い、安全を確認の上、開閉棒を避けてＥＴＣ車線から退避してください。この場合、駐停車が禁止されていない場所から安全を確認の上、遅滞なく、当該ＥＴＣ車線を管理するＥＴＣ取扱道路管理者あてに連絡し、指示に従ってください。
5　係員が車線を横断する場合がありますので、十分に注意して通行してください。
（ＥＴＣシステムを利用しない場合の通行方法）
第９条　ＥＴＣシステムを利用しない者は、車線表示板に「ＥＴＣ」又は「ＥＴＣ専用」の表示があるＥＴＣ車線、スマートＩＣの車線及び一旦停止を要するＥＴＣ車線に進入してはいけません。誤って、これらの車線に進入した場合は、開閉棒の手前で停車して係員の指示に従ってください。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしてはいけません。
（通行料金の計算）
第10条　ＥＴＣシステムを利用した場合は、ＥＴＣシステム取扱道路管理者の記録装置に記録された通行実績に基づき通行料金の計算を行います。
（免責）
第11条　ＥＴＣシステム取扱道路管理者は、ＥＴＣシステムを利用しようとする者又はＥＴＣシステムを利用した者がこの利用規程に従わないで被ったいかなる損害について、一切の責任を負いません。
（別の定め）
第12条　利用証明書を必要とする場合、障害者割引措置を受けようとする場合その他ＥＴＣシステムの利用に関して必要な事項は、この利用規程に規定するもののほか別に定めます。

附　則
1　この利用規程は、平成24年12月６日から適用します。
2　平成20年12月１日付けＥＴＣシステム利用規程（以下「旧利用規程」といいます。）は、本規程の適用をもって廃止します。
なお、本規程の適用前に旧利用規程の規定に基づき行われた手続で、本規程の適用の際現に効力を有するものは、本規程の規定により行われたものとします。

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
氏　　名　髙橋　正雄
登録番号　10590
事 務 所　東京都中央区京橋３－９－７
京橋ポイントビル２階
髙橋正雄法律事務所
3　処分の内容　業務停止１月
4　処分が効力を生じた年月日
平成24年11月12日

平成 24 年 11 月 16 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
氏　　名　藤井　光春
登録番号　6511
事 務 所　東京都港区西新橋１－21－８
弁護士ビル707
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
平成24年11月13日

平成 24 年 11 月 19 日　　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 24 年 12 月５日　　鳥取県教育委員会

1．免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名
⑴　高等学校教諭一種免許状、平09高１第00098号、大阪府教育委員会、平成９年５月31日、鳥取県、武内　佳大
⑵　高等学校教諭専修免許状、平09高専第02158号、大阪府教育委員会、平成10年３月31日、鳥取県、武内　佳大
2．失効年月日　平成24年11月12日
3．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・性別不詳
上記の者は、平成24年11月７日午前10時45分頃、千葉県館山市高井の水管橋下付近で、白骨した状態で発見されたものです。死亡日時、死亡原因は不詳ですが、身元不明につき遺体は火葬に付し、遺骨は本市納骨堂にて保管しております。心当たりの方は、当市健康福祉部社会福祉課保護係まで申し出てください。
平成 24 年 12 月５日
千葉県　　館山市長　金丸　謙一

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、男性、推定年齢50歳～75歳、身長167㎝位、着衣なし、所持金品なし
上記の者は、平成24年７月６日午後０時22分頃、沼津市西浦久料233番地の４地先海岸にて死亡しているところを発見されました。推定死亡日時は平成24年７月２日～平成24年７月３日頃、死因は溺死。
遺体は火葬に付し、遺骨を本市にて保管しています。心当たりのある方は本市福祉事務所社会福祉課生活保護係までお申し出ください。
平成 24 年 12 月５日
静岡県　　沼津市長　栗原　裕康